

危険物事故発生届出書

1 内 容

危険物施設において爆発、火災その他の災害又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生したときに使用します。

この場合、事態を発見した者は直ちに消防、警察又は海上保安部等に通報し、危険物施設の所有者、管理者又は占有者は事故後速やかに届け出をしなければなりません。

【根拠条文 市危則第11条】

2 手続き

- (1) 事故等の発生を消防機関に通報すると、予防課危険物係の職員が調査に来ます。
- (2) 職員から施設の安全対策、応急措置など必要な指示等を受けます。
- (3) 届出書を2部予防課危険物係に提出します。1部が控えとし返却されます。
- (4) 職員から今後の安全対策や必要な手続きなどの指導を受けます。

3 添付資料等

- (1) 施設平面図
- (2) 事故の概要を記載した図面、書面

4 その他

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、危険物の流出その他の事故が発生したときには、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止ための応急の措置を講ずる義務が生じます。

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

危政令→危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

危規則→危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

市危則→新城市危険物規制規則（平成17年規則第178号）